

比治山公園におけるにぎわいづくり業務 基本仕様書

1 業務名

比治山公園におけるにぎわいづくり業務

2 業務の概要

比治山公園「平和の丘」基本計画に基づいて、比治山公園の今後の集客や魅力向上のためのワークショップやイベント等を複数回、開催する。

地元自治会、比治山公園に関心のある市民活動団体及び企業等（以下、「各種団体等」という。）と積極的に協働して実施することとし、これらのワークショップやイベント等の開催を契機に、比治山公園を盛り上げる気運が高まり、各種団体等のネットワーク構築が促進し、各種団体等によるワークショップやイベント等の開催が継続され、各種団体等が主体的に比治山公園のにぎわいづくりの担い手になるよう、発展していくことを目指す。

3 委託期間

契約締結の日から平成31年3月29日まで

4 業務内容

(1) 開催場所

比治山公園内とする（御便殿広場ほか）。

ただし、比治山公園の今後の集客や魅力向上に資することを目的に、受託者の企画等により、平和大通りを介し平和記念公園と比治山公園をつなぐ取組や水辺のにぎわいづくりとの連携の取組など、比治山公園を中心として都心を回遊するワークショップやイベント等を開催する場合については、この限りでない（開催場所の各管理者の許可は必須とする。）。

(2) 基本事項

ア ワorkshopやイベント等の実施は、委託期間中に合わせて3回以上とする。

イ ワorkshopやイベント等のテーマ・内容については、比治山公園の特性を活かし、都心に残る自然、アート、スポーツ、平和等、受託者の自由な提案によるものとする。

なお、平成30年以内に最低1回は、明治150年^{*}に関連する内容のイベントを実施するものとする。

ウ ワorkshopやイベント等への集客を図るため、Web・SNS等を活用した戦略的かつ効果的な広報周知活動を行うものとする。

エ 今後、行政主体でなく、各種団体等が主体となり、ワークショップやイベント等の比治山公園のにぎわいづくりの取組を継続させていくための提案を行うものとする。

オ 本業務において、宗教・政治を目的とする活動は行わないこと。

(3) 特記事項

ア 本業務に係る発注者との打ち合わせは、業務着手時やワークショップやイベント等の実施前ほか、適宜かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。

イ ワークショップやイベント等の実施後は、開催場所の現状復旧を行うこと。

ウ ワークショップやイベント等の実施に伴う開催場所の使用許可等の手続きは以下のとおりとする。開催場所の各管理者に対し適切に、受託者自ら使用許可申請を行い、その許可を得たうえで、必要な料金等を納入することを原則とする。また、飲食販売等の実施を希望する場合は、事前に実施の可否を各管理者に相談すること。

エ 本業務を実施するに当たり必要な経費は受託者の負担とし、事業収益については、比治山公園のにぎわいづくりのために利用するよう努めるものとする。

オ ワークショップやイベント等で使用する水道は、原則として受託者が自ら確保することとする。受託者が自ら確保することができない場合にのみ公園内の既存の施設の使用を認めるが、実費相当額（水道料及び下水道使用料）を公園管理者に支払うこと。

また、ワークショップやイベント等で使用する電気は、原則として受託者が自ら確保すること。

カ 各種団体等と積極的に協働し（協賛を得ることは可能とする。なお、特定の企業による自社の宣伝や商品の広告だけを目的としないこと。）、地域の活性化に資するよう努力すること。

また、現在、比治山公園で活動している市民活動団体等が実施するイベント等と開催時期等も含めて調整を行うこと。

【参考】平成29年度に実施されたイベント

開催期間	イベント名	主催者
平成29年3月26日、 4月9日、10月8日、 平成30年3月25日	クリエイティブマーケット	モチプロ
平成29年6月11日	比治山泥んこまつり	さくらっ子共同保育園
平成29年10月7日～9日	比治山祭	イオンモール(株)

◆イベント開催状況は本市ホームページの以下のアドレスで掲載

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/70th/genre/1492046038546/index.html>

キ 比治山公園のにぎわいづくりに役立つ内容のアンケート等を行うこと。また、アンケートの対象、回数、項目などは発注者と協議して決定すること。

ク ワークショップやイベント等の実施に際し、参加者の安全確保等に配慮し、適宜、巡回・清掃等を行うこと。また、緊急時には関係行政機関へ連絡を行うこと。

ケ 関係者との調整、苦情対応等については、自らの責任において行うこと。

コ 参加者の補償及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償の履行に備え、傷害保険及び賠償責任保険等の保険に加入する。また、保険加入後は保険証書の写しを提出する。

5 実施報告等

(1) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) 実施報告書

業務の実施状況（ワークショップやイベント等実施実績、広報周知活動実績、アンケート結果など）

(3) 今後の取組の継続に係る提案書

行政主体でなく、比治山公園に関心のある各種団体等が主体のワークショップやイベント等の開催等、にぎわいづくりの取組を、今後継続させていくための提案。

6 留意事項

(1) 関係法令・条例等を遵守すること。

(2) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。 また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。

(3) 本業務の実施に際し、発注者に提出された実施報告等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。

(4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。

(5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出すること。

【注釈】

※ 内閣府では「明治150年」に当たる平成30年に、明治150年関連施策の推進に取り組んでおり、こうした動きに合わせ、本市においても明治期に開設した比治山公園で記念イベント等を行うものである。